

# 山口県報

平成 20 年  
10月31日  
(金曜日)

## 目 次

告示

保安林の指定(長門市)(森林整備課).....一

指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....二

道路の区域の変更(道路整備課).....二

道路の供用の開始(道路整備課).....三

公有水面の埋立ての免許(港湾課).....三

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課).....五

公告

山口県大島防災センターに係る指定管理者の指定(防災危機管理課).....六

障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課).....七

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....一

土地改良区役員(届出)(農村整備課).....二

県営秋穂長沢地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....二

基本測量の実施の終了(監理課).....三

公安委告示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する医師の指定.....三

警備業法に規定する医師の指定.....三

雑報

県報の正誤(平成二十年十月十日山口県公告(三九六)).....三

### 山口県告示第五百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十年十月三十一日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 保安林の所在場所

長門市三隅上字迫谷九〇八の二、字大谷一〇〇四の一、一〇〇四の二、一〇〇五の一、一〇一六の一、一〇八二、一〇八四、一四三九、字粟畑一〇〇六、一〇〇七の一、一〇〇九、一一三八、一一五一の一、一四二七、一四五三の一、一四五三の三、一四五四の四、一四五四の六、一四五四の七、一四五五の一、一四五五の二、字堂ヶ浴一〇一二、一二〇九、一二二二、字勝屋谷一〇一五、一〇五五の一、一〇五五の二、一〇六〇の一、一〇六一、一〇六三、一〇六四の六、一〇六四の一、一〇六四の二、一〇六四の四、一〇六四の七、一〇六四の二四、一〇六四の二七、一〇六四の二八、一〇六四の三〇、一〇六四の三一、一〇六四の三五、一〇六四の五〇から一〇六四の五七まで、一〇六四の八一、一七〇、一四八七、一四八九、一四九〇、一四九六、一六七九の二、一六八六、一六八七、一六八九、一六九二、一六九六から一六九九まで、字御所一〇三三の一、一〇三三の二、一〇三六、一〇四一、一〇六二、一一六四、一一六五、一一六七の一、一一六七の二、一一六八、一一六九、一一七一から一一七四まで、一一七五の一、一一八一、一一八八、一一九八、一四五六、一四五六の一から一四五六の三まで、一四五六の五、一四五六の七、一四五六の八、一四五六の一〇、一四五六の一九、一四五六の二六、一四五六の二七、一四五六の三一、一四五六の三三、字登り尾一〇四二、一〇四四、一〇四六、一〇四九、一〇五〇、一〇五一の一、一〇五二、字動場一〇六四の九、一〇六四の八四、字於万淵一〇六四の八〇、字梶ヶ原一〇六九の二、一〇六九の五、字毛枕一〇七三、一四八〇、字夜中一〇七九の三、一〇八三の一、一〇八四の一、字稗畑一〇九八、一一〇〇、一一〇五、字藤十郎一一一三、一一一五、一九四一、一九五二、字牛ヶ迫一一三二、一九四九、一九五三、字芋ヶ迫一一二四から一一二六まで、字六郎畑一一三四、一一三五の一、一一三八、字堤ヶ浴一一五三の一、一一五三の二、一一五四、字楠一一三九の一、一四六一の一、字桂一七四一、字犬越一七八一

二 指定の目的  
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十年十月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
保安林の指定をする件(平成七年農林水産省告示第八百七十七号)、保安林の指定  
をする件(平成七年農林水産省告示第千三百五十六号)及び保安林の指定をする件  
(平成七年農林水産省告示第千三百六十五号)に定めるところ(森林法第二十五条第  
一項に規定する重要流域に係るものを除く。)による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下  
関市農林水産部農林整備課、光市経済部水産林業課及び長門市経済振興部農林課に備え  
置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
保安林の指定をする件(平成八年農林水産省告示第千六十九号)、保安林の指定を  
する件(平成八年農林水産省告示第千四百八十号)及び保安林の指定に関する告示  
(平成十二年山口県告示第百八十一号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下  
関市農林水産部農林整備課、萩市農林水産部林政課、長門市経済振興部農林課、美祢市  
建設経済部農林課及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道  
路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年十月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課に  
おいて一般の縦覧に供する。

平成二十年十月三十一日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 久杉高水停車場線  
道路の区域

区 間	旧	新	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
岩国市周東町西長野字布瀬二〇二 の一地先から 同市周東町差川字樋の口一四六一の 一地先まで	最狭 二五・〇	最狭 一四・〇	旧	最狭 二五・〇	四七九・〇	
	最狭 一四・〇	最狭 六五・六	新	最狭 一四・〇	四七二・一	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第五百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月三十一日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
久杉高水停車場線	岩国市周東町西長野字布瀬二〇二二の一地先から同市周東町差川字樋の口一四六一の一地先まで	平成二十年十一月一日

山口県告示第五百十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十年十月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一区

熊毛郡上関町大字長島字瀬水八七七の一から同大字字平野八七九の一に至る土地の地先公有水面

2 第二区

熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦七四四の一から同大字字田ノ浦七九八の三に至る土地の地先公有水面

3 第三区

熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦七四四の一地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の1の地点から6の地点までを順次結んだ線及び1の地点と6の地点を結ぶ平成十九年秋分の満潮位(D.L.+二・九五メートル)(以下「満潮位」とい

う。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の7の地点から24の地点までを順次結んだ線及び7の地点と24の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域のうち、島の陸地と満潮位における公有水面との境界線に囲まれた区域を除く区域

3 第三区

次の25の地点から39の地点までを順次結んだ線及び25の地点と39の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 熊毛郡上関町大字長島字鼻ぐりの鼻線三等三角点(北緯三三度四七分

〇四・七三三秒東経一三三度〇一分二八・二五五秒)(以下「基準点」という。)

2の地点 1の地点から三五一度〇〇分〇秒一〇・七二メートルの地点

3の地点 2の地点から八一度〇〇分〇秒四・九五メートルの地点

4の地点 3の地点から三五一度〇〇分〇秒五四・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から八一度〇〇分〇秒二九五・〇五メートルの地点

6の地点 5の地点から一七一度〇〇分〇秒四〇・〇〇メートルの地点

7の地点 基準点から七五度四三分一〇秒一、〇八八・四七メートルの地点

8の地点 7の地点から二七〇度〇〇分〇秒六一・四八メートルの地点

9の地点 8の地点から〇度〇〇分〇秒五・五〇メートルの地点

10の地点 9の地点から二七〇度〇〇分〇秒一八六・七二メートルの地点

11の地点 10の地点から三一五度〇〇分〇秒九六・七二メートルの地点

12の地点 11の地点から二二五度〇〇分〇秒〇・五五メートルの地点

13の地点 12の地点から三一五度〇〇分〇秒一四・〇三メートルの地点

14の地点 13の地点から四五度〇〇分〇秒〇・五五メートルの地点

15の地点 14の地点から三一五度〇〇分〇秒六・七二メートルの地点

16の地点 15の地点から〇度〇〇分〇秒三七二・二二メートルの地点

17の地点 16の地点から二七〇度〇〇分〇秒〇・五五メートルの地点

18の地点 17の地点から〇度〇〇分〇秒二四・〇〇メートルの地点

19の地点 18の地点から二七〇度〇〇分〇秒四・九五メートルの地点

20の地点 19の地点から〇度〇〇分〇秒六・五〇メートルの地点

21の地点 20の地点から六〇度〇〇分〇秒一・一五メートルの地点

22の地点 21の地点から三三〇度〇〇分〇秒六・一九メートルの地点

23の地点 22の地点から六〇度〇〇分〇秒九〇・八八メートルの地点

24の地点 23の地点から〇度〇〇分〇秒四・六二メートルの地点

- 25の地点 基準点から七四度五二分三一秒一、三六四・二五メートルの地点  
 26の地点 25の地点から二〇度〇〇分〇〇秒一八・二六メートルの地点  
 27の地点 26の地点から三〇度〇〇分〇〇秒四・九五メートルの地点  
 28の地点 27の地点から二〇度〇〇分〇〇秒二一・〇〇メートルの地点  
 29の地点 28の地点から二〇度〇〇分〇〇秒四・九五メートルの地点  
 30の地点 29の地点から二〇度〇〇分〇〇秒四・〇〇メートルの地点  
 31の地点 30の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒三・三〇メートルの地点  
 32の地点 31の地点から〇度〇〇分〇〇秒四・九五メートルの地点  
 33の地点 32の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒六・〇〇メートルの地点  
 34の地点 33の地点から一八〇度〇〇分〇〇秒四・九五メートルの地点  
 35の地点 34の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒一三・四〇メートルの地点  
 36の地点 35の地点から〇度〇〇分〇〇秒四・九五メートルの地点  
 37の地点 36の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒一二・〇〇メートルの地点  
 38の地点 37の地点から一八〇度〇〇分〇〇秒四・九五メートルの地点  
 39の地点 38の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒二三・〇七メートルの地点

(二) 面積

- 1 第一区  
 九、八四五・五五平方メートル
- 2 第二区  
 一二六・六六〇・六六平方メートル
- 3 第三区  
 一、五二一・五九平方メートル

(一) 位置

- 1 第一区  
 熊毛郡上関町大字長島字瀬水八七七の一、同大字字庄正八〇六及び八七八並びに同大字字平野八七九の一 地内並びに同大字字イウシ浜二七五四から同大字字平野二七八三に至る土地の地先
- 2 第二区  
 熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦七四四の一及び二〇九九の一、同大字字前田ノ浦二〇〇の一、二七〇八、二七二〇、二七二一、二七二二、二七二一の二及び二七二二、同大字字田ノ浦七四九の一から七四九の三まで、七五四、七五六から七五九まで、七六〇の一、七六〇の二、七六一、七六三、七六九、七七一から七七三まで、七八二から七八四まで、七九〇、七九五、七九八の

- 一、七九八の四、二七二三、二七二四、二七二六、二七二七の一、二七二七の二、二七三一、二七三三から二七三六まで、二七三九及び二七四〇の一、同大字字先田ノ浦二七四八の一、同大字字田ノ浦七四九の三から同字七五七までに沿接する道路、同大字字前田ノ浦二七〇八から同大字字田ノ浦二七二七の一までに沿接する町道田ノ浦線、同大字字前田ノ浦二七二二から同大字字田ノ浦七六二までに沿接する道路、同字二七二四及び二七二六に沿接する町道四代ノ田の浦線並びに同字七八四に沿接する水路地内並びに同大字字田子ノ浦二〇九五から同大字字現後八〇五に至る土地の地先
- 3 第三区  
 熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦七四四の一 地内及び同大字字白浦七一四から同大字字田子ノ浦二〇九五に至る土地の地先

(二) 区域

- 1 第一区  
 次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、⑤の地点から⑫の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域
- 2 第二区  
 次の⑬の地点から⑰の地点までを順次結んだ線、⑰の地点と⑱の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、⑱の地点から⑳の地点までを順次結んだ線及び⑬の地点と㉑の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域
- 3 第三区  
 次の㉒の地点、㉓の地点、㉔の地点、㉕の地点の各地点を順次結んだ線、㉖の地点と㉗の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、㉘の地点から㉙の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、㉚の地点から㉛の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、㉜の地点と㉝の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から三四度一分四分六秒一、四二二・四七メートルの地点  
 ②の地点 ①の地点から三五〇度五九分五九秒三二六・四九メートルの地点  
 ③の地点 ②の地点から八一度〇〇分〇四秒七九九・九四メートルの地点  
 ④の地点 ③の地点から一七一度〇〇分〇三秒四〇四・五四メートルの地点  
 ⑤の地点 基準点から四七度三九分二一秒一、八一五・三七メートルの地点  
 ⑥の地点 ⑤の地点から一七〇度四六分〇五秒三・三五メートルの地点  
 ⑦の地点 ⑥の地点から二二二度二四分三一秒二四・二七メートルの地点

- ⑧の地点 ⑦の地点から二四三度四三分五五秒一六六・九六メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二六二度三三分一六秒三八・四八メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二八七度三六分二四秒九六・二五メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三五一度〇分四三秒四・四一メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三五〇度五九分五八秒三・四一メートルの地点
- ⑬の地点 基準点から七七度五三分二六秒一、一二九・七二メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一八〇度〇分〇一秒二九三・一六メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二六八度〇分三六秒四二七・六二メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三〇六度〇分〇一秒三五八・七七メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から三五五度二七分一三秒八四〇・一一メートルの地点
- ⑱の地点 基準点から三七度三八分〇一秒一、一二五・六〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から九五度二四分〇一秒一七七・六五メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から一三度五一分三〇秒二五・三一メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から〇度〇分〇秒三二・二六メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から八九度五九分二秒二一・五六メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から一七九度五八分三一秒二三・二九メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から一六七度四六分五九秒三〇・六七メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から五一度二分二〇秒一〇三・六四メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から五六度一九分四六秒三九・二二メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から四二度〇九分五一秒四四・六四メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から五四度二分五七秒三九・六八メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から一五度二六分二九秒一一四・四九メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から一四六度三七分五九秒八二・七一メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から八〇度〇一分〇九秒二三・〇七メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から二三度五二分四八秒九一・六四メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から三三度二九分三秒二九・九三メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から二〇三度一六分五一秒二五・四三メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から二〇度二七分〇五秒四四・六一メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から一七二度五〇分二三秒八四・七二メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から一六七度三分〇九秒二七・三七メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から一五三度二〇分二秒一三一・一〇メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から二〇四度二七分五二秒二九三・六九メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から二七〇度〇分〇秒一八・一一メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から二七〇度〇分〇秒〇・四二メートルの地点

(三) 面積

- 1 第一区 ④②の地点 基準点から六八度四七分一四秒一、七〇五・七九メートルの地点
- ④③の地点 ④②の地点から一八〇度〇分〇六秒六五六・五〇メートルの地点
- ④④の地点 基準点から七五度二二分〇九秒一、二七二・五八メートルの地点
- ④⑤の地点 ④④の地点から一八度一八分〇四秒七六・八四メートルの地点
- ④⑥の地点 ④⑤の地点から九〇度〇分二五秒四〇・五〇メートルの地点
- ④⑦の地点 ④⑥の地点から一五一度一七分五五秒四三・八一メートルの地点
- 2 第二区 ④②の地点 基準点から六八度四七分一四秒一、七〇五・七九メートルの地点
- ④③の地点 ④②の地点から一八〇度〇分〇六秒六五六・五〇メートルの地点
- ④④の地点 基準点から七五度二二分〇九秒一、二七二・五八メートルの地点
- ④⑤の地点 ④④の地点から一八度一八分〇四秒七六・八四メートルの地点
- ④⑥の地点 ④⑤の地点から九〇度〇分二五秒四〇・五〇メートルの地点
- ④⑦の地点 ④⑥の地点から一五一度一七分五五秒四三・八一メートルの地点
- 3 第三区 ④②の地点 基準点から六八度四七分一四秒一、七〇五・七九メートルの地点
- ④③の地点 ④②の地点から一八〇度〇分〇六秒六五六・五〇メートルの地点
- ④④の地点 基準点から七五度二二分〇九秒一、二七二・五八メートルの地点
- ④⑤の地点 ④④の地点から一八度一八分〇四秒七六・八四メートルの地点
- ④⑥の地点 ④⑤の地点から九〇度〇分二五秒四〇・五〇メートルの地点
- ④⑦の地点 ④⑥の地点から一五一度一七分五五秒四三・八一メートルの地点

山口県告示第五百十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第四工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年十月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第四工区)
- (一) 工事場所 周南市臨海町地先

(一) 工事の概要

工 種	数 量
本工(ハイブリッド型ブロック製作・運搬)	二函 <small>かみ</small>

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十年十月三十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(鋼構造物工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼構造物工事の数値が千以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
  - 2 総合評定値通知書の写し
  - 3 特定建設業の許可通知書の写し
  - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(二) 申請書等の提出場所

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番二三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年十一月四日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年十一月二十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所(電話〇八三四―二一七八七)にすること。



(四一五) 山口県大島防災センターに係る指定管理者の指定

山口県防災センター条例(平成二十年山口県条例第三十号。以下「条例」という。)(第十条第一項の規定により、山口県大島防災センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十年十月三十一日  
山口県知事 二井 関成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

周防大島町 大島郡周防大島町大字小松一二六番地の二

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。  
 三 指定の期間  
 平成二十年十一月一日から平成二十五年三月三十一日までの間

(四一六) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定  
 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、  
 自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。

平成二十年十月三十一日

医療機関名	所在地	山口県知事	二井 関 成	療の種類	指定年月日
有限会社いちのみや薬局	下関市一の宮町四丁目一 番二一七号	山口県知事	二井 関 成	精神通院医療	平成一九、二、一
サンキュー薬局綾羅木本町店	綾羅木本町五丁目 一二番一七号	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
サンキュードラッグ長府薬局	長府中土居本町一 四番二二号	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
サンキュードラッグ上田中町薬局	上田中町二丁目九 番三三三	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
有限会社そみ薬局幸町店	幸町六番一四号	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
田中町薬局	田中町七番一 一七号	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
くれない薬局	武久町二丁目五 番五五	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
有限会社永松薬局	長府中之町五番 二七号	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
ダイヤ下関薬局	上新地町三丁目 三三三	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
タカサキ薬局上新地店	上新地町三丁目 四四四	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
亀屋製薬合資会社亀屋薬局	唐戸町一番一 九九九	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
新しくわのやま薬局王司店	王司上町二丁目 八八八	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
サンキュードラッグ彦島中央薬局	彦島本村町七丁 目三三三	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一

竹崎薬局	竹崎町一丁目一 四四	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
桔梗薬局	綾羅木本町六丁 目九九	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
有限会社伊藤重光堂薬局	中之町九番一 一	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
社団法人下関市薬剤師会分業支援薬局	上田中町二丁目 二〇〇	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
有限会社藤井薬局	豊浦町大字川棚 六九二七の四	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
はるみ薬局	上新地町一丁目 二七	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
明日香薬局	長府江下町一 番一	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
菜の花薬局	垢田町一丁目三 三	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
熊野薬局	熊野町二丁目一 四	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
有限会社福浦薬局	彦島福浦町三丁 目一七	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
いちのみや薬局勝山店	大字有富一六七 の七七	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
もみの木薬局	生野町二丁目二 七七	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
太平薬局	上新地町三丁目 三三	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
さくら薬局	上田中町六丁目 一六	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
さらさ薬局	秋根南町一丁目 六八	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
さくら薬局今浦店	今浦町一〇番四 号	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
さくら薬局長府店	長府南之町三番 三二	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
有限会社みなと薬局	彦島老町三丁目 二六	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
有限会社桑原薬局	豊前田町二丁目 六二	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
ひのき薬局	宇部市大字西岐 波四七三九の二 四	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一
フジモト薬局	大字妻崎開作一 八七の二	山口県知事	二井 関 成	自立支援医	平成一九、二、一





阿知須薬局	三好薬局	コスモ薬局	秀栄薬局	山一薬局アルク山口店	やまて薬局	山口介護保険薬局	おこり薬局	そうこう薬局萩店	土原薬局	若松薬局吉田町店	若松薬局	ナカモト薬局	指月薬局	萩中央薬局	有限会社あがり薬局	はしもとばし薬局	クボイ薬局サンリブ店	あおぞら薬局	ささむら薬局	いちのみや薬局防府店	いちのみや薬局伊佐江店	新くわのやま薬局	有限会社松崎町薬局	田中薬局
〇	四	〃	〃	号	一	号	四	〃	〃	一	〃	一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一	〃	〃	〃
阿知須四二四七の	小郡下郷八四四の	泉都町一番三〇	小郡下郷九六五	中央四丁目六番一	小郡下郷七四八の	小郡平砂町七番六	小郡下郷八六六の	萩市大字江向四二七の二	大字土原三六九の二	大字吉田町五一の一	大字東田町三九	大字江崎一一〇の	大字堀内八五の四九	大字江向四一九の三	大字土原二七二の一	大字橋本町六三の一	大字唐樋町二の四	大字塩屋町八	大字東田町一八の四	防府市華浦二丁目四番一八号	桑南二丁目一四番一六号	中央町九番四〇号	天神二丁目四番一六号	牟礼今宿二丁目四番三四号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大崎薬局	有限会社シブヤ薬局八王子店	佐波薬局	藏田薬局	車塚薬局	椎木薬局	有限会社シブヤ薬局下右田店	有限会社シブヤ薬局戎町店	会営国分寺薬局	済生堂中央薬局	いくも薬局今市店	防府栄町薬局	フタミ薬局	フタミ薬局	有限会社下松西柳薬局	フタミ薬局下松店	こいじ薬局	北山薬局	シロモト薬局	たかもり薬局	元町薬局	会営国病前薬局	会営岩国薬局		
九	一	〃	〇	〃	〃	一	二	〃	〃	〃	八	一	一	一	〃	〃	〃	〃	〃	七	〃	〃	〃	
大字大崎三九一の	八王子二丁目六番一五号	八王子一丁目二一番二二号	西仁井令二丁目二〇番一七号	車塚町四番四号	大字西浦二〇六八	大字大崎四五五の	戎町一丁目九番三二号	東松崎町四番三三	中央町一番三三	今市町一七番四一	栄町二丁目二番四八号	大字大崎四六〇の	下松市桜町一丁目一四番一四号	生野屋西二丁目五番二五号	大字河内一〇五一の五	岩国市室の木町一丁目一番一〇号	中津町一丁目二三番三四号	周東町下久原二四八の一	元町二丁目一番一七号	藤生町一丁目三四番一一号	今津町一丁目一〇番二三号			
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

岩国薬剤師会会館薬局	あたち薬局	有限会社健成薬局	水西薬局	有限会社三樹まこと薬局	有限会社回生堂薬局	今津調剤薬局	有限会社薬方みかさ薬局	豊川薬局平田支店	ひまわり薬局光店	シミン薬局	かしわや薬局本店	島田薬局	かしわや薬局きぞの店	イシマル薬局	医心堂薬局	きりん薬局	青海薬局	さくら薬局	シテイ薬局	きんぎょ薬局	全国薬局	
"室の木町三丁目六番二一三〇号	"門前町二丁目三六番七号	"岩国一丁目一〇番五〇号	"川西二丁目七番四九号	"今津町四丁目一四番一〇号	"中津町一丁目二四番一四号	"今津町二丁目一七番一八号	"三笠町二丁目六番七号	"平田五丁目四一四番四号	"光市室積松原四番四号	"虹ヶ浜二丁目一六番一〇号	"浅江一丁目九番一〇号	"島田二丁目一四番五号	"大字浅江一八八八の五号	"虹ヶ浜三丁目七番二五号	"大字岩田二三五六の四号	"島田一丁目一番一六号	"長門市東深川二〇〇五号	"一四五の五	"仙崎二〇三〇の一	"柳井市伊保庄五二二四の二八	"南町六丁目一番一〇号	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
イシマル薬局柳井店	有限会社篠田薬局	三田川薬局	高橋薬局	フラワー薬局	有限会社村井団地薬局	ミユキ薬局	川端町薬局	緑町薬局	光星薬局	須々万薬局	サルビア薬局	有限会社松本漢方薬局	中溝薬局	飯島薬局	藏田薬局	なの花薬局	トマト薬局	亀屋薬局	ミドリ薬局	さくら薬局	乗兼薬局	新南陽薬局
"柳井一九〇八の五	美祢市伊佐町伊佐四八四八の一	周南市大字徳山五八二七の一	緑町一丁目五三の二	富田二丁目七番八号	江の宮町一番一五号	桜木三丁目九番三号	川端町二丁目一九号	緑町三丁目三八号	古川町九番六号	大字須々万本郷二五〇一の五	政所二丁目一三番一三三号	政所一丁目六番一四号	大字富田三〇四七の五	飯島町一丁目五一の〇	清水一丁目一〇番一	二番町一丁目四一三三	大内町一〇番一〇号	新町二丁目一五	福川三丁目一番一八号	川端町二丁目一の	岐南町一〇番七号	政所二丁目五番一七号
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

鹿野薬局	三の一	大字鹿野下一二三														
あさ薬局	山陽小野田市大字厚狭一四三四の一															
きらら薬局	四番五号	新生二丁目														
すえ薬局	一二番二号	須恵一丁目														
さくら坂薬局	六一〇六の五六	大字小野田														
第一薬局岩災病院前店	一三〇〇の二八															
小野田駅前薬局	目一五番五号	日の出三丁目														
グリーン薬局	一六一四の七	大字東高泊														
ハラタ薬局	二九	大字植生八														
さんよう薬局	〇四二の一	大字厚狭一														
山口山陽農協薬局	七の二	大字鴨庄一														
のぞみ薬局	六一〇六の八一	大字小野田														
有限会社セントラル薬局	五番二二号	中央一丁目														
スマイル薬局	五九〇の五	大字西高泊														
ファミリー薬局中川店	一番二四号	中川四丁目														
ファミリー薬局本町店	丁目五番三〇号	住吉本町一丁目														
久賀薬局	大島郡周防大島町大字久賀五三八一の一七															
さくら薬局	居七六四の四	大字土														
まちのくすりやさんえもと薬局	熊毛郡布施町大字下田布施九一八の一															
ひらお薬局	二〇九の一	平生町大字平生村														
周東薬局	七六五の二															

美秋薬局

美祢郡美東町大字大田三 〃  
八一〇の一四 〃

(四一七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年六月十七日山口県公告(二五四)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。  
当該意見は、平成二十年十月三十一日から同年十二月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。  
平成二十年十月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク南岩国

所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四一八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年六月十七日山口県公告(二五五)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。  
当該意見は、平成二十年十月三十一日から同年十二月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。  
平成二十年十月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク南岩国

所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四一九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年六月二十日山口県公告(二六一)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年十月三十一日から同年十二月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 宇部井筒屋

所在地 宇部市常盤町一丁目六番三〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四二〇) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年十月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
宇部市上小野土地改良区	理事	井上歌都代	宇部市大字小野一九〇五
周東中田土地改良区		國弘満州夫	岩国市周東町田尻四七八
		藤岡 昌芳	七九六
		杉岡 歩	四九三
		吉永 啓次	周東町中山五〇三
		向原 一芳	一四の三
		中河 護	三五八の一
		松村 敏彦	一三四六
		布田 稔	周東町田尻九九〇

山口県知事 二井 関成

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
宇部市上小野土地改良区	理事	井上 洋昭	宇部市大字小野一九〇五
周東中田土地改良区		國弘満州夫	岩国市周東町田尻四七八
		藤岡 昌芳	七九六
		杉岡 歩	四九三
		吉永 啓次	周東町中山五〇三
		向原 一芳	一四の三
		中河 護	三五八の一
		松村 敏彦	一三四六
		布田 稔	周東町田尻九九〇
		高村 勇	八九九
		竹下 晏行	三
		清弘 雄正	周東町中山五七六
		高村 直	周東町田尻九六七

山口県知事 二井 関成

(四二二) 県営秋穂長沢地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営秋穂長沢地区ため池等整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十年十月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営秋穂長沢地区ため池等整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年十一月四日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四二二) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。  
 平成二十年十月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

基本測量(ジオイド測量)

二 作業の地域

宇部市、萩市、防府市及び岩国市

三 作業の期間

平成二十年七月一日から同年九月三十日まで



山口県公安委員会告示第五十二号

次の者を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十一条の二に規定する医師として指定した。

平成二十年十月三十一日

山口県公安委員会

医師氏名	名	医療	所	在	地	指	定	年	月	日
兼行 浩史	山口県立こころの医療センター	宇部市大字東岐波四〇〇	四の二			平成二〇、一〇、二三				
藤田 実	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

山口県公安委員会告示第五十三号

次の者を警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第五十一条に規定する医師として指定した。

平成二十年十月三十一日

山口県公安委員会

医師氏名	名	医療	所	在	地	指	定	年	月	日
兼行 浩史	山口県立こころの医療センター	宇部市大字東岐波四〇〇	四の二			平成二〇、一〇、二三				
藤田 実	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"



正 誤

平成二十年十月十日山口県公告(三九六)(土地改良事業の工事の完了)

一 事業の名称	七	ページ	下	段	左から四、八
一 事業の名称	誤				
二 事業の名称					
一 事業の名称					
正					

平成二十年十月三十一日印刷  
発行

発行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）